

防災地域建設委員長報告

令和5年11月定例会（11月27日）

防災地域建設委員長報告をいたします。

島根原子力発電所1号機廃止措置計画の変更に係る事前了解に関する本委員会の調査結果について報告いたします。

まず、8月24日に開催しました本委員会において、執行部より、中国電力から県に島根原発1号機の廃止措置計画の変更に係る事前了解願いが提出された旨の報告を受けました。

委員からは、第2段階の原子炉本体周辺設備等の解体撤去期間では、汚染のある区域の解体撤去を行うものであり、中国電力は住民や周辺環境に影響を与えないように行うことはもちろん、国や県も状況をきちんと確認していく必要がある。また中国電力は、県民に対して、計画の内容や工程の延期についてわかりやすく丁寧に説明していくべきであるとの意見がありました。

9月7日及び27日に開催しました本委員会では、中国電力に対して参考人招請を行い、島根原発1号機廃止措置計画の変更概要について聴取いたしました。

中国電力からは、廃止措置計画の全体概要、第1段階である解体工事準備期間における作業の実施状況、第2段階である原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に行う具体的事項及び廃止措置に伴い発生する廃棄物について説明を受けました。

委員からは、計画を変更する目的と廃止措置を6年延長せざるを得ない理由は何か。発生する低レベル放射性廃棄物をどこに処分するのか、また、搬出までの間、安全に保管できるのか。再処理施設が2024年度上期に稼働しない場合はどうするのか。再処理施設が稼働しても、既に稼働している原発の使用済燃料の受け入れが優先されるのではないかと、との質問や、原発を動かす限り危険な使用済燃料は増え続けるが、再処理施設の稼働が不明確であるためこれ以上使用済燃料を増やすべきでない。また、廃炉作業に取組む従事者の方々の安全をしっかりと確保してほしい、といった意見がありました。

委員外議員からは、配管を除染した水の処理過程はどうなっているのか、どのくらいの放射性物質が残るのか、また、放出量は公表されるのか、とい

った質問や、低レベル放射性廃棄物の処分場所が決まっていないが、いつ決めるのか説明すべきとの意見がありました。また、別の議員から、国家論の柱としてエネルギー政策があり、安全を追求しながら原発を有効に活用していくのが日本の経済を踏まえた国の方針であることを中国電力は認識すべき、といった意見がありました。

これに対し、中国電力からは、青森県六ヶ所村の再処理施設の竣工が 2024 年度上期と延期されており、当初の計画の使用済燃料の 2029 年度までの搬出・譲渡は現実的には難しく、延期をお願いしたい。低レベル放射性廃棄物の処分先は今後検討を進めていくが、それまでは発電所の中の保管場所で安全に保管する。今回の工程には幾分の余裕を持っており、計画どおりに第 2 段階の中で搬出・譲渡をすべく努力していく。再処理施設が稼働すれば、ウラン相当で年間 800 トンの処理能力があり、最初からフル稼働はできないものの、中国電力も再処理を受ける権利は持っている。使用済燃料に含まれるプルトニウムは我が国にとって有効な資源でもあり、MOX 燃料として使っていきたいと考えている。あわせて従事者の作業安全について万全を期して対応を進めていくと説明がありました。

また、放射性物質は発電所において適切に処理されており、放出状況については自治体に報告しているが、近年は検出下限値を超える放出は無い。福島第一原発の事故以降、多くの原発で廃止措置を進めており、電力会社間の連携等により低レベル放射性廃棄物処分の適地を探していく。今後とも国のエネルギー政策に沿って、原発の再稼働による CO₂ の削減と電気料金の安定に取り組んでいく、との説明がありました。

11 月 16 日の本委員会において、執行部からは、これまでの主な経過、周辺自治体の考えとして、それぞれ島根原発 1 号機の廃止措置計画の第 2 段階に係る変更について了承したこと。島根県の認識として、廃止措置を前に進めていくことは必要であること。中国電力及び国に対しては、廃止措置を進めるにあたって必要な事項について要請を行う考えであることの説明がありました。

また、中国電力への要請事項としては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、廃止措置を適切かつ着実に実施すること。関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。使用済燃料の全量搬出・譲渡の適切な実施に向け、引き続き具体的な検討を行うとともに、搬出等を着実に進めること。廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の保管・管理を適切に行うとともに、確実な処分等について、引き続き具体的な検討を進めること。機器の除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当た

っては、作業ルールの遵守はもとより、作業員の被ばく低減対策等の安全管理を徹底し、また、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すことなど。原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府への要請事項として、住民の安全確保及び環境の保全の観点から厳格に確認を行うこと。使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう国が前面に立って取り組むこと。放射性廃棄物等の処分の円滑な実現に向け、国として取組みを加速させることなどの説明がありました。

これらの説明に対し、委員からは、廃止措置自体には賛成だが、2号機の再稼働とプルサーマル運転が内包されている廃止措置計画には反対であり、経済産業省に対する要請事項のうち、「使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、国が前面に立った取組を加速させること。」については、核燃料サイクルの推進を前提としたものであることから反対する、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、国はエネルギー基本計画で、資源の有効利用や高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から、核燃料サイクルを推進することを基本方針としているが、国も核燃料サイクルには課題があることを認めている。県としては、この核燃料サイクルの課題については、原子力の利用を推進している国や電力会社が責任を持って解決すべきものであると認識しており、経済産業省に対する要請については、国として課題解決に取り組んでいただきたいという認識である、との説明がありました。

また、委員からは、六ヶ所再処理工場の竣工時期の遅れにより、廃止措置第2段階の工程を一定程度延長することはやむを得ないと考えるが、使用済燃料の搬出・譲渡しが確実に行われるか懸念があり、中国電力には、搬出・譲渡しの具体的な検討を引き続き進めるよう求めるべき。廃止措置に伴う廃棄物等の処分について、一義的には事業者である中国電力が責任を持って行うことであるが、原子力政策を所管している経済産業省に対しても、処分が円滑に進むように取組を推進するよう求めるべきとの意見がありました。

また、別の委員からは、核燃料サイクルについては反対の立場だが、1号機の廃止措置は進めなければならないとの意見や、事故等のリスクを下げるという意味でも、1号機の廃止措置は着実に前に進めていくことが必要であり、廃止措置を第2段階に進めることは了解すべき。その際、住民の安全確保が第一であることから、中国電力には安全確保を最優先に廃止措置を実施するよう求めるべき。第2段階ではじめて、放射線管理区域内の設備の解体撤去が行われるので、住民や周辺環境の安全のみではなく、作業にあ

たる従事者の被ばく低減対策や安全確保、教育を確実に行うよう中国電力に求めるべき。関係自治体もすべて計画の変更を認める判断を示しており、県としても必要な要請を行った上で了解すべき、などの意見がありました。

これらの調査結果及び執行部の考え方を踏まえ、廃止措置計画変更に関する防災地域建設委員会としての判断を協議しましたので、その結果を申し上げます。

今回知事から意見照会のあった島根原発1号機の廃止措置計画の変更については、賛成多数をもって了承することといたしました。

その上で、県から中国電力、原子力規制委員会など国の関係機関に対して、必要な事項を要請することについても、了承することといたしました。

最後に、関係者におかれては、引き続き安全の上にも安全を確保するという観点から、十分な対策を講じるとともに、逐次厳格な検証を行うなど、安全性の担保に努めていかれることを求めるものであります。

以上、防災地域建設委員会における調査の概要及び結果を申し述べ、委員長報告といたします。